

第六十九号議案

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年東京都条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第五項中「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加える。

第二十三条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第一項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に、「病院をいう」を「医療機関をいう。以下この条において同じ」に改め、同条中第二項を第六項とし、第一項の次に次の四項を加える。

2 養護老人ホームは、一年に一回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、知事に届け出なければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第六条第十七項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに入所させることができるよう努めなければならない。

第二十九条第二項第三号中「身体的拘束等」を「第十七条第五項の規定による身体的拘束等」に改め、「並びに」の下に「緊急やむを得ない」を加え、同項第四号及び第五号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日から令和九年三月三十一日までの間、この条例による改正後の東京都養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第二十三条第一項の規定の適用については、同項中「定めなければならない」とあるのは「定めるよう努めなければならない」とする。

(提案理由)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和六年厚生労働省令第十六号）の施行による養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和四十一年厚生省令第十九号）の改正に伴い、入所者が医療を必要とした際の連携協力に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要がある。